

身に覚えのない カードの請求

事例1 未使用のまま保管しているクレジットカードの督促状が突然届いた。

事例2 紙の請求明細書が届かなくなり、WEBの利用明細を確認しないでしたら、5か月前に覚えのない引き落としがあったことに、最近になって気付いた。

クレジットカードを悪用されたという相談は年々増えていきます。身に覚えのないクレジットカードの請求があれば、まずカード発行会社に連絡し、利用停止と再発行を求め、今後の被害を防ぎましょう。

カード会社では申し出に基づき、詳しい調査をするなど、請求するかどうかを総合的に判断します。不正と認められれば、請求は取り消されますが、利用状況からカードの名義人に規約違反があれば、不正利用と認められないこともあります。

められないこともあります。

クレジットカードの利用規約には、名義人の責任として、カードを他人に貸してはいけないこと、暗証番号をはじめとするカード情報を他人に教えるいけないこと、利用明細を確認することなどが書かれています。また規約に違反して発生した請求は、名義人に支払う義務があるとされています。

事例1のケースでは第三者の利用と認められ、請求は取り消されました。しかし事例2のケースでは、利用明細を確認していなかったという理由から、請求は取り消されませんでした。

最近では郵送の利用明細書を有料にするカード会社が増え、自分でWEBを確認するように促しています。不安な人は有料でも利用明細書を書面で入手することを検討しましょう。

不正利用の被害を防ぐため、毎月の利用明細はしっかり確認し、使っていないクレジットカードがあれば早めに解約しましょう。

問消費生活センター

TEL 6319・1000

FAX 6319・1500